

NPO 法人市原市サッカー協会
第4種委員会チーム代表者各位

令和4年11月19日

NPO 法人市原市サッカー協会第4種委員会
委員長 石井 昭夫
競技部長 安川 守

小学生年代の各種大会等における『フェアプレー』の遵守に 基づく指導・応援モラルの向上について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より市原市サッカー協会並びに第4種委員会活動にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、過日行われた当委員会公式戦（第28回スーパージュニア杯争奪少年サッカー大会）において、大会関係者に対する、著しくモラルを欠いた残念な事象が発生しました。

言うまでもなく、当委員会の活動目的は「少年サッカーの普及と発展及び技術と体力の向上、心身の健全育成」にあります。勝敗に拘るあまりの行き過ぎた応援態度や審判団への執拗なクレームは大会の主旨から逸脱し、適正さを欠くものと思料されます。

サッカーを愛する子どもたちがいきいきと楽しく健やかに試合に臨めますよう、サッカーに関わる全ての方がフェアプレーの精神に則り、互いに良識とリスペクトを持った姿勢で接していただけますようお願い申し上げます。

◇参考：フェアプレーとは・・・JFAリスペクト宣言

1, ルールを正確に理解し、守る

フェアプレーの基本はルールをしっかりと知った上で、それを守ろうと努力することである。

2, ルールの精神：安全・公平・喜び

ルールは、自分も他人もけがをしないで安全にプレーできること、両チーム、選手に公平であること、みんなが楽しくプレーできることを意図して作られているのである。

3, レフェリーに敬意を払う

審判は両チームがルールに従って公平に競技ができるために頼んだ人である。人間である以上ミスもするだろうが、最終判断を任せた人なのだから、審判を信頼し、その判断を尊重しなければならない。

4, 相手に敬意を払う

相手チームの選手は「敵」ではない。サッカーを楽しむ大切な「仲間」である。仲間にけがをさせるようなプレーは絶対にしてはならないことである。